

評価基準

評価項目		評価のポイント	配点
提案に対する 評価	取組方針の妥当性	・取組方針・取組体制等は妥当か。	10
	提案の的確性	・本業務目的を理解し、目的を十分に達成できる内容であるか。	20
	提案の効果	・提案内容は、受講者を満足させ、十分な効果をもたらすものであるか。	20
	専門技術力	・本業務と同種・類似した業務の十分な実績があるか。	10
講師の評価	講師の指導力	・本業務に適した十分な指導力があるか。	25
	講師の実績	・本業務と同種・類似した業務の十分な実績があるか。	10
その他	社会貢献活動等に 係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1 項目取得…1 点 2～3 項目取得…3 点 4 項目以上取得…5 点 (対象となる認証等) (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）	5
合計			100

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は 500 点とする。（評価委員 1 人あたりの点数 100 点×評価委員 5 人）

- 3 各評価委員の採点の合計点 250 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「講師の評価」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目「提案に対する評価」が高い者を上位とする。